

令和3年9月1日

公益社団法人広島県トラック協会
会 員 各 事 業 者 様

公益社団法人 広島県トラック協会
会 長 小丸 成洋

飲酒運転防止対策の徹底について

謹啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

会員の皆様には、平素から当協会の業務運営に格段のご高配を賜っておりますとともに、交通事故防止をはじめとした各般の安全対策にご尽力をいただいております、厚くお礼を申し上げます。

さて、既に報道でご承知のとおり、8月30日に呉市内でトラック運転手が業務中、酒気帯びた状態で当て逃げ事故を起こしたとの疑いで現行犯逮捕されるという事案が発生しました。

現在、トラック業界を挙げて飲酒運転の根絶に取り組んでいるところであり、当協会と致しましても総会決議や「第3次交通事故半減アクションプラン」の重点項目として掲げ、「飲酒運転ゼロ」を目標に取り組んでいるところであります。

つきましては、飲酒運転を根絶するため、下記の取り組みの再徹底をお願いします。

謹白

記

- 1 乗務前後の対面点呼時はもとより、対面でなく電話その他の方法で行う点呼の場合においても、アルコール検知器を用いた酒気帯びの有無の確認が確実にできる点呼実施体制が確立できているか再確認し、必要に応じた見直しを行う。
- 2 全ト協が作成した「飲酒運転防止対策マニュアル」（改訂版）を活用し、アルコール検知器の携行、酒気帯びの有無の測定方法及び測定結果の確実な報告等について、運転者等への指導を徹底する。
- 3 交通安全運動等の機会をとらえ、事業用トラックが関係した飲酒運転事故事例を周知するなどして、運転者に対する飲酒運転根絶意識の徹底を図る。

（第113回全ト協交通対策委員会決議）